

基準19 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 全域放出方式のハロゲン化物消火設備は、次によること。

- (1) ハロゲン化物消火設備の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この基準において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、基準18、第1、第1項第1号の規定の例によること。
- (2) 貯蔵容器は、高圧ガス保安法に適合するものであること。
- (3) 選択弁は、基準18、第1、第1項第3号の規定の例によること。
- (4) 容器弁の開放装置は、基準18、第1、第1項第4号の規定の例によること。
- (5) 配管等は、基準18、第1、第1項第5号アの規定の例によること。
- (6) 防護区画の構造等は、次によること。

ア 基準18、第1、第1項第6号ア（（ア）、（イ）及びハロン1301を放射するものは（ク）を除く。）の規定の例によること。

イ 防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。◇

ウ HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射する防護区画には、第19-1式により求めた開口面積の避圧口を設置すること。

第19-1式

$$A = K \times Q / \sqrt{P - \Delta P}$$

A：避圧口面積（ cm^2 ）

K：消火剤による定数（HFC-23：2730 HFC-227ea：1120 FK-5-1-12：580）

Q：噴射ヘッドからの最大流量（ $\text{kg}/10\text{sec}$ ）

P：許容区画内圧力（Pa）

ΔP ：ダクト等の圧力損失（Pa）

エ 規則第20条第4項第16の3号に規定する「過度の温度低下を防止するための措置」は、防護区画内の温度が0℃を下回るおそれのある防護区画に講じること。

- (7) 制御盤は、基準18、第1、第1項第7号の規定の例によること。
- (8) 火災表示盤は、基準18、第1、第1項第8号の規定の例によること。
- (9) 起動装置は、基準18、第1、第1項第9号（ウ（イ）を除く。）の規定の例によること。
- (10) 音響警報装置は、基準18、第1、第1項第11号の規定の例によること。
- (11) 放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置（以下この基準において「排出措置」という。）は、基準18、第1、第1項第12号ア及びイ（イのただし書きを除く。）の規定の例によること。
ただし、自然排気の開口部面積の合計は、当該防護区画の床面積の1%以上とすることができる。
- (12) 保安のための措置は、基準18、第1、第1項第13号の規定の例によること。
- (13) 非常電源の容量は、基準18、第1、第1項第15号の規定の例によること。
- (14) 標識等は、基準38によること。

- 2 局所放出方式のハロゲン化物（ハロン2401、ハロン1211又はハロン1301を放射するものに限る。）
消火設備は、基準18、第1、第1項（第6号、第10号、第13号及び第14号を除く。）並びに第2項第2号
及び第3号の規定の例によるほか、駐車のために供される部分、通信機器室及び指定可燃物を貯蔵し、
若しくは取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、次に掲げる場所に設置することができる。
 - (1) 予想される出火場所が、特定の部分に限定される場所
 - (2) 全域放出方式又は移動式のハロゲン化物消火設備の設置が不相当と認められる場所
- 3 移動式のハロゲン化物消火設備については、基準18、第1、第3項の例による。

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 基準13、第2、第10項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。
- 2 基準18、第2、第2項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。この場合
「二酸化炭素」は、「ハロン2401、ハロン1211又はハロン1301」と読み替えるものとする。
- 3 基準18、第2、第3項の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用することができる。